
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年7月22日（月曜日）

日 時 令和6年7月22日（月）午後3時15分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	瀧 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君 議会事務局主幹 ————— 北 垣 敏 彦君

説明のため出席した職員等

産業振興部長 ————— 小田垣 貢君 産業振興部次長 ————— 平 松 裕一郎君

午後3時15分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、こんにちは。

これから、第11回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

本日は令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行うわけですが、今回は付託第

30 号に関するいわゆるフロー図に関する調査を行います。これは審査資料の扱いとしては委員の皆さんの間ではその濃淡の御意見の違いはあったんですけども、一応周辺資料として確認をするということで合意ができましたので、調査をすることにしております。そんなわけで今日は小田垣産業振興部長と、それから平松次長に参考人としてお越しいただいておりますので、後ほど質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、ちょっと本題に入ります前に再度加藤委員のほうに委員長として御注意申し上げる必要がございます。加藤委員は前回、前々回、先頃の7月16日の委員会でこの今日取り扱いますフロー図に関しまして、市役所と民間事業者の癒着を示す資料という言い方で現在の既権の現在性を主張されました。そのときに現時点でそのフロー図がそのような位置づけにあると認められたものではないと一旦注意をさせていただいたんですけども、その後、加藤委員、SNSへの同様の発信をなされたようですね。本日、申立人、審査請求者から抗議の電話が議会事務局のほうに入っております。繰り返し申し上げますけれども、発言には重々注意をしていただいて、委員会の審査及び委員としての審査に市民から誤解等招かないように注意いただきたいというふうに思います。再度注意を申し上げます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） すいません。7月16日の政治倫理審査会でフロー図について市役所と民間事業者の癒着を示すものである、もしフロー図が撤回されなかったら、市役所と民間事業所の癒着を示すものとして1つのスキャンダルになったのではないかという考えを私が示しました。また、同じことを私のフェイスブックに書いてありまして、今も書いてあります。この発言が不適切であるのであれば発言自体も撤回しなければいけないですし、SNSから削除したいと思いますが、どのように取り扱ったらいいいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 前回の委員会では、その発言は不適切ですよという言葉で申し上げましたが、確におっしゃるとおり、その後の処理を私のほうでもしておりません。発言訂正もしておりませんし、記録から削除することでもしておりません。どうでしょうかね。御意見。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 当該市民からそういう抗議の電話があったということでお聞きしました。それはそれとしてでいいんじゃないでしょうか。今日のテーマは文字どおりそれであると思いますので、加藤委員は思うところを十分述べられて意見交換していければと思います。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうか。一旦、会議に入らせてもらいます。よろしいですか。

それでは、申し訳ありません。会議が遅れまして、またさらにちょっとお待たせをしましたが、これからフロー図に関しまして調査をしていきたいと思います。

小田垣産業振興部長のほうから御挨拶だけいただきたいと思います。

小田垣部長。

○産業振興部長（小田垣 貢君） 政治倫理審査会、議員各位におかれましては大変お疲れさまでご

ざいます。今日は参考人ということで出席させていただいておりますので、また質問に対して適切かつ真摯に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。あくまでも参考人ですので、委員のほうからの質問につきまして意味不明なところ等は反対に質問していただいて明らかにしていただきたいと思いますし、御意見も述べていただいて結構ですので、特に所管のフロー図に関します部分でございますので、担当課としての御意見も当然述べていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回のこのフロー図に関しまして質疑されたい方は挙手の上お願いいたします。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 御苦労さまです。以前のときにも出席していただいて、この関係で話をいただきましたが、そのときの私の記憶では、担当課が取り組んでいる事業を促進していきたいという思いのあまり、担当課内では具体的な名称を扱っていなかったんですが、課長の思いから具体的な名称を書き込んだフロー図を出したというような話だったと記憶しているんですが、そういうことで間違いなかったでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） お答えさせていただきます。

担当課内では協議が調っていないじゃなくて、担当レベルで私のところに上がってきた時点で私の独断でこの名前を書かせていただいたということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） それで、このフロー図が出てきた産業建設常任委員会の中では、かなり異論・反対・反論が出たと聞いておるんですが、具体的にどのような御意見だと受け止められましたか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 私が固有名を出したことによって、ある団体を明記したということについての委員からの御指摘で、このままでは審議できないというような御意見もございました。そうする中で上司とも相談する中で、その場で暫時休憩いただいて、その後に撤回をさせていただいたという経過になってございます。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 撤回されたということですが、その決断に至った考え方というのを教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 何度も申しますけども、固有名では記載した資料に基づきます審査はできないという御意見がありましたもので、その場の雰囲気を感じて撤回といったように至ってございます。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 冒頭、委員長のほうから加藤委員のSNSの発信について注意があったわけですが、実際、フロー図から関係団体を取り下げなければ行政と民間との癒着であったり、スキャンダルになるような、そういうふうな重大な要素を持っていたんですか。もう1個言わせていただくと、その団体の名前をフロー図から取り下げるために、相当な議員のパワーが必要であったのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 実は私も加藤委員のフェイスブックは友人から聞きました。その友人の名前は伏せておきますけども、これを見る限りちょっとびっくりした状態でございました。先ほど嵯峨山委員がおっしゃいました質問の前にちょっと幾らか述べさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） どうぞ。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） はい。この市役所と民間事業者の癒着を示すものとして1つのスキャンダルになったのではないかと、撤回がなければという前提でございますけども、これ読み返すと私の当事者としては、このフロー図を作った時点でも癒着はあったというふうに書いてるように認識します。そうした中でこの癒着の根拠を示していただきたいというふうに、私はこの場で申したいと思ひますし、あと議員として事実でない、いわゆるこれからまだこの契約行為にも至ってない中で結論出てますけども、こういった中でSNSでの推測での公言をしてもよいのでしょうか。この辺はお伺いしたいです、逆に。

あと私も公務員です。もう三十数年公務員してますけども、それなりの一定のルールというのは分かってるつもりでございます。そういった中で事務手続というのも必要なことは当然のごとく分かってございますので、そうした認識の上で事務を進めてございますので、そういった御理解いただきたいというふうに思っております。それが加藤委員には、私はそういう公務員には見えないのかなという、私の中でのちょっと不安は感じてますので、その点をお伺いしたいと思います。

あとフロー図を作成しているものとしては、まるでもうこれ犯罪者、言葉悪いですけども、スキャンダルというような言葉をなかなか私はこういう言葉聞いたことないんですけども、こういったことを書かれて私の家族にもこういった中でちょっと心外しているというところもございますので、この辺はどうなのかなというところがございします。

あともう1点が民間事業者ということでおっしゃってますけども、これさきの政倫審の報告でも民間事業者の団体ではないというふうに結論づけられているというふうに私は思っておりますので、この民間事業者、どこの事業者を指してあるのかなというところをお聞きしたいと思います。

嵯峨山委員の御質問でございますけども、取下げに至った、いわゆる氏名のとこの分ですね。これにつきましては以前の市民フォーラムでも私のほうが資料作成いたしましたので、その際にもよふど

の恵さんの一部の事例を紹介させていただいてございます。そういった中で公の団体に近い団体の一部という認識の中で書かせていただいて、それなりの思いをあって書かせていただいてございますので、独占的であるとか、そういったことは一切なくて、前にも3月の17日に答弁させていただきましたけれども、一例であったというふうに認識してございます。

というのが1点と、あとそれなりの議員さんのパワーがあったのかということになりますと、それなりの意味で私どもにそういった忠告なり、そういったお話をされた議員さんでございます。ただ、私どもとしてはそんなに問題があるのかなという、今でもその認識はしてございます。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） すいません。そのパワーというのが、そんなに何ていうんですかね、議事録を見てると3月17日の委員会の中で議員からもう契約上の話であるというような前提で話されてるんで、圧力的にはあったのかなと思うんですけども、その団体名を取り下げのために議員として当局に必要な以上のパワーをかけて物を言わなければその団体名が取り下げられなかったのか。例えばいろんな普通の協議をしてても、団体名、そこを変えるというようなところではなかったのか。これがちょっと審査会の中で、要はそのフロー図から団体名を取り下げのために、議員が強い口調、発言になったのは、それだけのパワーが必要だったんだというような主張をされておられる委員もおられるんですよね。そういった事実があったのかどうかというのを課長にお伺い、課長なり部長なりにお伺いをしておるんで、それほど強い口調がなくても普通に協議をしてれば、そこはお互い理解し合えた中で団体名削除なり資料の取下げできましたよというのであれば、それなりのパワーは要らなかったのかなという、その辺の確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） すいません。お答えがなくて。その雰囲気を感じて撤回したということで先ほど答弁させていただきましたけれども、実際にそれほどパワーが要る内容なのかなというのは、ちょっと疑問にございます。ですのでパワーはなくても、私が間違っただけを出して、固有名を出して審議できないと言われたもので取り下げただけのことであって、それに力が要ったかといえ、それほど要ったようには思いませんけども、どういう審議がされてるかちょっと内容が分からないんで、申し訳ないんですけども、その場の雰囲気というのはそんなにも力が要るのかなという、今になってはそう思ってますけども。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、先ほどの逆質問にお答えできますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 御質問にお答えしますと、私はあのフロー図を見たときに、これはよくないことだなというふうに思いました。なぜかという、これから事業者を選定するという段階にもかかわらず特定の事業者の名前がその事業のフロー図の中に書いてあるという、その事実でございます。そこに書いてあった団体については、公に近い団体、公の団体に近い団体ということは承知しております。ただ、それでも当然契約というものは競争の中で決めていかなければいけないもの

でございますので、特定の団体を書くということは行政の事務手続上ふさわしくないというふうに考えております。なので、そういったスキャンダルという言葉は非常にそれ自体がちょっと強烈な言葉だったかもしれないので、それについてはちょっとふさわしくない言葉だったかもしれませんが、それぐらい重いものなのかなというふうに思ってその言葉を選んでいきます。ということで、そういったことが通常行政の事務手続上あり得るのかどうか、ちょっと私は今でも疑問に思うのですが、部長、その辺りいかがなんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） ごめんなさい。民間事業者の認識はどうですか。

○委員（加藤 貴之君） 民間事業者の認識については、公の団体に近い団体でございます。地域自治協議会から派生した一般社団法人でございますので、当然公の団体に近い団体であるということは確実ですが、それでもこの事業を進めるに当たっては競争的な選定が必要というのは事実だと思いますので、もし競争的な選定が必要であるとすれば、たとえ公に近い団体であってもそれを一例であっても書くことは契約に対して影響を与えるのかなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 次長、この競争的な選定が必要な図面なんですか。

平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） まず、お答えよりも私の質問にお答えいただけてないと思うんですけども、まず癒着を根拠を示してほしいと。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） まず、これ私だけの問題じゃないと思いますので、これはよふどの恵さんがあって癒着という言葉が多分使われてると思いますので、当時、たしか答弁されてると思うんですけど、私がこのフロー図に書いたときは、私の独断で書きましたということで議会にも報告させていただいてますし、よふどの恵さんの代表からは、平松からは聞いてませんという話をされてるのになぜこの言葉に癒着という言葉が使われたのか、ちょっとそこはもう理解できない一番の原因でありますし、それとその根拠のないものをこういったSNSで書かれることによっての波及効果というのを考えていただきたいというふうに、これは私の要望かもしれませんが、これ職員誰とてたまったもんじゃございません。一例で挙げたと言って申し上げているものをこういった形で書かれれば、本当に話合いもなく、何か悪いことしてるような形になりますので、今日多分たくさん後ろに傍聴されてますので、多分同じ思いかなという思いはしてますので、これがいわゆる私人同士のやり取りならばまだしもなんですけども、公の方がこういった形で書かれるのはいかがなものかなというふうに、私はこれ常に思っております。ですので、そこをお答えいただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 癒着の根拠はありませんが、当然フロー図があることによって癒着があるのではないかという疑いが発生するというのは事実だと思いますので、それについて述べたというところでございます。

また、一例で挙げたというところについて、さんざん御説明いただけてますが、例えばですけど

口頭でそういった事業者さんもありますぐらいな形で一例で挙げるということであれば話は分かるのですが、資料に、議会の委員会の資料に固有名を書くということであれば当然上部の決裁も取って出しているはずですので、そういった重い資料に対してそういった固有名を書くということは非常に重みがあるというふうに感じています。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） ちょっと理解できないです。まず癒着となれば、この言葉どおり、当事者間で何かの問題があつての話だと思いますので、それを全否定される中で当事者がどっちも違いますと言っている事実があるにもかかわらず、ここに癒着という言葉が使われたというのは、今おっしゃるように、そのフロー図があつてどうのこうのという次元の問題ではなくて、まず癒着という言葉これを撤回なり取下げなり謝罪なりしてもらわないと、私も答える気もしないですね、これ。申し訳ないですけども。なぜこうなったのかというのが全く理解できないんです。

私、職員にも言ってるんですけども、私の今回独断で書かせていただいていますので、職員には責任ないよと。私がこれ上部に決裁取って私が出したものだから、私が責任取ればいいんだという話はしていますので、私個人の話じゃなくて、本当にこの相手方の立場に立っていえば、何もないのにここまで書かれるというのはどうなのかなということは思っています。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その後の政治倫理審査会等でいろいろな事情の説明があつて、結果的に何の癒着もないということははっきりしています、当然。それは政治倫理審査会の結果として表れているわけです。ただ、フロー図が出た時点で、そういった癒着が疑われるということについては、その時点の事実だと思いますので、今その時点のことを話しているということです。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 今おっしゃるのは、癒着はもうないという判断の中でこの出されたのは7月の18日の投稿だと思いますけども、大分過ぎてからの話ですよ。なぜ前のことをほじくり返してこの話をされるのか、全く今おっしゃってることが、もう多分理解できないと思いますけど、皆さんが。違いますでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 何でこの話をぶり返しているように思うと思うんですけど、今回の政治倫理審査会の審査をするために、もしこのフロー図が撤回されなかったとしたらどういう影響があるんだろうというのは考えるべきだというふうに思ってます、もしフロー図が撤回されなかったとしたら、これが市役所とその民間事業者の関係を示す資料として大きな影響があったと。だから吉田議員はそれを撤回させるために今回の議論をしたと。それが結果的にその中で強い口調になったりとかすることがあつて、それが名誉毀損なり侮辱なりに該当するのではないかという、そういう道筋ですので、フロー図が撤回されなかったときの影響というのを考える必要があると。その議論を今してるわけです。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） すいません。撤回をしてないとかするとかじゃなくて、フロー図を作った時点で今の話は成り立つんじゃないんでしょうか。今おっしゃってるのは確実にその後の話であって、癒着があったフロー図が出たからこれを取り下げなければ問題になるエネルギーを使ったという理解なら私、分かるんですけども、全く今発展してる話であって、原点が違うと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） どうですか。

○委員（加藤 貴之君） ごめんなさい。原点が違うという言葉がちょっと分からないんですけど、すいません。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 加藤委員がおっしゃったのは癒着を示すものと1つとして吉田議員の発言がそれなりのエネルギーを使って今されたという発言をされましたけれども、実際書かれているのはそうじゃなくて、癒着があった資料だからこそ、これを取り下げるのに問題があったんじゃないかとおっしゃってるんじゃないんですかね。ではないんですかね。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

○委員（加藤 貴之君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 一旦よろしいか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 要するに、先ほど加藤委員は、その後の政倫審で結局何の癒着もないことは現在明らかである、なったと、こうおっしゃいました。おっしゃいましたよね。つまり、そのときにもし撤回していなかったら、あるいはいなかったとしても、それが問題になったとして、結論は何の癒着もないことは明らかである、なったということですから、大きな問題にはならなかったんじゃないですか、撤回しなかったとしても。撤回しなかったときに何かある議員が疑いがある。癒着、その可能性があるというて言った。その時点では、はっきり結論出てなかったんでしょうけど、3月17日にははっきり結論出ましたよね、既にね。3月17日の答弁、給食センターも含めて、はっきりもうそこで癒着もないことが明らかになってるし、政倫審の中でも明らかになりましたから、だから加藤さんの言い方であれば、もし撤回していなかったら、現に癒着があるんなら問題になったでしょう。しかし、結局癒着もないことが現在明らかになったというのであれば、騒いだこと自体が問題だったということじゃないんですか。2月、3月に癒着だ何だ騒いだこと自体が今から振り返れば問題、騒いだこと自体が問題じゃないかという結論になりませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、今結論として何の癒着もないということは明らかになっていますが、もしフロー図が撤回されなかったら、それはそれでこれは何か疑いがあるんじゃないかという問題が発生して、それについてあれこれ調べ調査して、結果的にそれ自体が大きな問題という、私が言ってるそれ、そこです。そのいろいろ調査をするという大きな問題が起こって、それが新聞報道とかもされて、1つのスキャンダルという言葉はそうです、スキャンダルの結果、何もなかったです

という結論になった。それ自体もスキャンダルです。ですよね。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 多分私が理解できないのか、この場にいらっしゃる方が全体的に分かりませんが、何をおっしゃったんですかね。分からないです、本当に申し訳ないです。だから結論は出てるということをおっしゃっている中で、なぜ前に戻る必要があるのか。ましてや書く必要があるのかということを私は問うてるだけです。そこだけです。そのことが解決しない限り多分この議論しても意味ないんじゃないですかね。私がこんなこと言ったら失礼な言い方かもしれませんが、今日参考人ですって聞いてるんで。ちょっと何をおっしゃったのか分かりません、本当に。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） もう一回整理して説明しますね。もしこの日のフロー図がそのまま委員会を通過しました。その資料を、そのフロー図を、どなたか議員さんなり市民の方が見られて、これは何だと。こういう事業が進んでいるのかと。この団体が契約者になるのかということについて疑念を抱いて、それについてどうなってるんだということになって、それについて一体どういう経緯でその団体の名前が書いてあるんだというふうな問題になって、議会で取り上げられたり、あるいは新聞報道で取り上げられたりというような可能性が十分あるというふうに思うんです。そのことをスキャンダルというふうに言ってます。その結果、あれこれいろいろ調べました。議会で調べました。調査しました。その結果、何のそういった不適切な関係はなくて、たまたま農林振興課の中で一例として書いたんですねという問題で落ち着いたかもしれない。ただ、それはその一連の問題、一連の騒動というのがスキャンダルに当たるというふうに言ってるわけです。（発言する者あり）おかしいですか。（発言する者あり）

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっと僕もよく分からなくなってきましたんですけど、スキャンダルにしようと思ってもやっぱり裏を取ってとか、何かいろいろとあると思うんですよ。だから、それを事実確認が取れての発信やと思うんですけどね。今、全て何ていうんですかね、頭の中で描いてるものだけで記事にするかいったらそんなことはしないと僕は思うんですけどね。そこまでのスキャンダルじゃなかったかという、事実確認がない。その後に政倫審なり、なんなりって審議をしていった事実確認を取っていったら、加藤さん言われるように何もなかったわけですよ。それが事実ですよ。それしかない僕は思ってて、今何の議論してるのか僕ちょっとよく分かりません。僕もう、もうちょっと何か分かりやすく。（発言する者あり）僕はそう思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） スキャンダル、スキャンダルと騒いだ。騒いだ結果、いろんな人が言う、新聞にも載るということがあったでしょう。でもそれはスキャンダルではなかった。問題なかったという結論になった場合は、そのスキャンダルを起こした人が問題なんですよ、要するに。その人のスキャンダルになるんですよ、当局のスキャンダルではなくて。そういうことです。そういう

ことですよね。だから、そうなったとしたら当局は名誉毀損やいうて怒りはるやろうし、名誉回復せいやいうことになるし、ということは全ての問題は、そういう騒ぎを起こした、火のないところに煙を立てて騒ぎを起こした人が悪くて、そのとばっちりをみんな受けて、当局も受けて迷惑を被ったということじゃないですか。

○委員（嵯峨山 博君） そうそう、そういうことですな。

○委員（横尾 正信君） そういうこと。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） だから今、横尾さんが言ったことが起こらなかったからよかったですね。撤回したからよかったですねって話じゃないですか。違いますか。

○委員（嵯峨山 博君） 違うよ。

○委員（加藤 貴之君） 違うんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 僕はこの政倫審、以前にも言ったように産建委員会で指摘があったから次長は取り下げたけども、何ら問題がないんやったら取り下げる必要はなかったやろと僕は思ってます。それを取り下げられたんでね。加藤さんみたいな認識されてるかも分かんけども、何ら問題がないんやったら何で取り下げたんかというて、僕はここで発言したと思いますね、そういう発言を。だから、あそこによふどの恵さんというのが入ってるけども、一例でこれを示してるということ言われてたんで、何ら問題がないんやったら、産建で結構言われたように、これからの審議がやりにくいと。だから一旦取り下げますというふうな感じで取り下げられたんで、という説明されてるんでね、何ら問題なかったら次長そんなもん取り下げんでもばーんといきはれなというふうな、僕はそういう思いでおったということをここで発言させていただいたんですけど。だから何ら問題はなかったというふうに思ってます。

それと、自治協のまちづくりフォーラムで資料として出したときにも名前が出ておったということで、よふどの恵さん、あれを見てびっくりしたということやから、それも言われましたよね。だからその話も何もされなくて、次長の思いで出されたのかちょっと分かりませんよ。そういう話も何にもされない中でのあれやったから、よふどの恵さんと当局との癒着とか何か話をさせてそこに入れたとか、そんな事実は全くないというのが僕はそこで証明されてるんだなというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） だから、こういうことじゃないか。スキャンダルがないところにスキャンダルあるかのように騒ぎ立てた。したがって騒ぎになった。騒ぎになったら、当局も迷惑を被る。その場合は、あなたが取べきは、スキャンダルをないところにスキャンダルを起こした人を批判すべきなん。そのスキャンダルを起こそうとした人、その人の行動を批判すべきで、あなたはその人の行動を擁護している。つまり、その人は心底、そこにはスキャンダルがあったから言っ

たんだと。だからその人はうそ偽りなくだましたんじゃないで、本当にスキャンダルがあると思ったから言ったんだと。したがって、その人の心情は私は支持すると、こうおっしゃる。そこが間違いないんだ。その本人がどうであれ、客観的な結果調べてみたらそれは真っ赤はうそだったんだから、スキャンダルはなかったんだから、それを信じて起こそうとしたこと自体が、あなた誤ったんですよ。その行動が間違ってたんですよというところに焦点を当てて、あなたは意見を言わなきゃいけないのに、そうせずに今言われたような見解になってるから、皆は理解できないと。こういうことになってるんじゃないでしょうか。あなたが批判する対象間違ってる。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然何の根拠にも基づかずにスキャンダルを騒ぎ立てたとしたら、スキャンダルを騒動を起こした本人に非常に非があるというふうに考えています。ただ、その根拠となるものが根拠となり得るのであれば、スキャンダルを起こすことについて正当性があるのではないかというふうに思っています。

私なんかからすると、こういった固有名が入っているフロー図というのは、そういったスキャンダルを巻き起こすのに正当な根拠となるような資料だと思いますので、特にそれがスキャンダルに発展したからといって、それを起こした人が悪いわけではなくて、やはりその原因をつくったところ、つまりフロー図があるべきではなかったのではないかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 小田垣部長。

○産業振興部長（小田垣 貢君） 先ほどからの話なんですけど、まず、すいません。まず撤回したかいう話なんですけども、我々当局は、議員の審議権をやっぱ最大限尊重せなあかん立場にありますんで、審議できないと言われましてそれは取り下げざるを得ません。我々当局の立場としましてはね。まずそれが1つと、それから癒着を示すものとして、スキャンダルになったということなんですけども、癒着というのは最終的にどういった形で癒着かいうなった場合と考えた場合に、結果的にはよふどの恵さんというのは、給食センターとの供給の契約してないですわね。（「してないですわね」と呼ぶ者あり）してないですわね。いうても諸事情があってできなかったということですよ。そういう、それも含めた中でこれまでの政治倫理審査会の中でも、そういった介入なり癒着なり、そういったもの全くなかったという結論になってますかね。だから、それがもう全ての私は結論だと思ってますんでね。だからこういう形で癒着を示すというような書き方をされた場合に、ちょっと我々としては癒着を示す、じゃ何を示しているのかというのは、ちょっと理解が非常に理解しにくいところではあるということです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） だから、最初の話に戻りますけど、癒着はないんです。癒着はないという、もうこれははっきり、それははっきりしてます。ただ、このフロー図があることによってそういった疑念を抱かれるのではないかというのを言いたいわけです。それが私の主張です。

部長に聞きたいんですけど、実際にどうなんですか。事業の構想段階において、こういった固有の事業者名が一例としてでも実際に記載してある資料を議会に提出するようなことはあるんでしょ

うか、ないんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 小田垣部長。

○産業振興部長（小田垣 貢君） 私もちよっとほかの例はあまりよく分からないんで一般的に考えてなかなかこういったフロー図というのに具体的な事業者を出すことはあまり例としては少ないんじゃないかなと思います。ただし、これは先ほどから言ってますように、一つの例として出したわけで、また、なおかつよふどの恵といいますのは、自治協議会に關係する割と公的といいますか、公に近い存在であって、それを1つの例として出して、そういった動きが全市的に自治協議会の地域としてこういった取組ができないかなという、あくまでも1つの例として出させていただいたというようなことでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） また、当事者としてずっとおったもの話なんですけども、このフロー図が出たのはほんの1時間ぐらいたったかな、すぐ取り下げましたよね、今考えてみると。その中で僕が発言した内容というのは、今でもよく覚えてるのはこのよふどの恵やなくて、ほんなら道の駅あさごやったらあかんのかいうようなこと僕、言うたと思うんですよ。ですから、一例として示されたものであるということで、今、加藤委員が言われるような癒着とかそういう話は一切そのときには出てこなかった記憶があるんですよ。ほんで、どっから癒着というのを導き出したかいうのを今、加藤委員がいろいろ説明されよんですけども、そこにおったものとしたらそんな癒着とかそういうのはあんまり考えはなかったですわ。

ですから、そこで今回の政倫審の中で問われている吉田議員の発言というのは、撤回するために必要やったというのは何かどうしても納得でけへんのんですわ。無理やりにこじつけたらそうなのかもしれませんけども、やはり当時そこにおってずっと話を聞いたり見てる人間として、吉田議員はそのときそんなむちゃくちゃなこと言っている雰囲気ではなかったし、癒着とかそういう言葉も一切なかったですよ、本当に。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 癒着という言葉は一切この産業建設委員会の中では出てきません。私がそういう懸念を示すというふうな根拠として前回提示したのが3月17日のその次の回ですね、次の回の産業建設委員会の中で、このフロー図についてどういう、なぜ出したのかというところを議論した中で、11ページですけど日下委員長のほうからこういう発言をされています。課長、1業者をいわゆるもう、その公共自治体が指名するというようなことになったら、もう独禁法に抵触しますんでそこら辺気をつけて発言をお願いしたいと思います。その後に平松課長のほうから「取下げさせていただきました資料につきましては、必ず訂正のほうさせていただきます、先ほどおっしゃいましたとおり、確かに公共の場の納入につきまして私も承知してございますし、あくまでも公募であったりとそちらの申請に基づいて受理されているものということで認識してございますので、今回きちっと訂正のほうさせていただいて、提出のほうをさせていただくための決裁を取りた

いというふうに思っています。」というふうな発言をされている。ある程度は委員会としても、当局としてもかなり重みがあるものだったのかなというふうに読み取れますので、そういった発言をしています。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤さん、そっちのもう議事録ずっと読んでいって。平松課長が言ったんやろ。

○委員（加藤 貴之君） この後読みます。これ市長決裁になりますので、そういった御了承いただきたいと思います。

それとコンプライアンスの関係でございますけど、本当に何もここで申すことはないんですけれども、本当に私自身、今まで職員生活をしてきましたけど、そういったものについては一切ございませんので、これからはありませんし、そういったことを示しもつかない、まして部下の者もたくさんいますので、そういったことはこれからは気をつけていきたいというふうに認識してございます。ここまででいいですか。というふうに発言されています。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今読んでいただきましたけど、それをずっと次長、お答えされてるんじゃないですか。だから、そこまで読んで、本当に相手方と癒着があったのか。例えば大きなスキャンダルになったのか、次長に問題があったのか、どうなのかというのは、もうここで分かりますやん、もうずっと。だからそういう問題というのはないんじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 問題はありません。だから私が問うているのは、このフロー図が出た時点でそういった癒着があるという疑念を抱くことは正当なのか正当じゃないのかということが分からないので、それを問うてるわけです。

○委員長（藤原 正伸君） 一般にこのフロー図を見て疑念を抱くことが正当かどうか。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そんな感じですからね。もう一段階深く、深掘りしていきましょか。という大体ちょっとお聞きしたいんですけども、加藤委員が盛んにおっしゃられてますが、フロー図を見たときよくないと思った。これから事業者を選定する前に固有名詞が出ている、それが問題だ、おっしゃってる。これまあ。事業者を選定するというのは、どういうことなんでしょうか。誰が何を選定、何を選定なんでしょうか。ちょっとそこを説明していただけませんか。

○委員長（藤原 正伸君） それは加藤委員への質問ですか。加藤委員への。
加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 僕の認識で説明しますが、農産物流通拡大事業において給食センターへの地産地消、もしくはそれ以外の流通を拡大していくために、野菜の納入に関する中間事業者を選定すると。その選定でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

- 委員（横尾 正信君） それは誰が選定するんですか。
- 委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 市役所です。
- 委員長（藤原 正伸君） 平松次長。
- 委員（加藤 貴之君） 僕の認識ですよ。
- 委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。
- 委員（横尾 正信君） そのフロー図にどこに市役所が選定するというふうに書いてありますか。これ自治協でしょ。自治協が自分たちの荷物、野菜をどこへ集めようかという選定でしょ。市じゃないでしょ。自治協が……。
- 委員長（藤原 正伸君） 先ほどちょっとお伺いしかけたんですが、要は選定に関する競争の原理であるとか、要はその市の財務規則を当てはめて、そこの選定に当たらなければいけない状況というのが、このフロー図の中にあるのかどうかということなんですけどもね。
- 平松次長。
- 産業振興部次長（平松 裕一郎君） ありませんというか、ないと思ってます。
- 委員長（藤原 正伸君） そうですね。
- 横尾委員。
- 委員（横尾 正信君） 自治協が自分たちの野菜を給食センターへ納めるに際して、どういう方法を取るのか。自分たちが直接持っていくのか、あるいはよふどの恵のような能力あるところへ集荷して、そして持っていくのかという問題ですよ、基本的にね。それを選定する、誘導することが平松課長、こうした方がいいよと思いありますから誘導はされるでしょう。しかし選定権はありませんよね、この問題でね。選定権があるのは自治協です。そもそもここが間違ってるんですよ。
- 委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） すいません。その前提が全然違うくて今すごいびっくりしてて、もし横尾委員が言われるとおりでとすると、私が今までずっと述べたことが全くがらがらがらと落ちていくことになると思うんですけど。（発言する者あり）
- 委員長（藤原 正伸君） そこにも書いてありますとおり、特に今も給食センターの話も出とるんですけれども、農産物販路拡大事業となってますので、要は給食センターはこれ付け足しみたいなもんですよ。その縦のラインのどこに市役所が介在する部分があるかという、ないんですよ。
- 加藤委員。
- 委員（加藤 貴之君） 市としてこのフロー図に書いてある事業を立ち上げて、よふどの恵さんの上には各地域協議会と書いてますので、市全体の取組として、いろんな地域協議会、よふどに限らず、大蔵も生野も朝来も各自治協議会がよふどの恵さんに出荷をして、それで契約をして流通なりに落としていくと。そういう事業を市が立ち上げると。その中で中間事業に誰に担ってもらおうのかというのを市が選定すると。そういう認識でおったんですけど、違いますか。（「違います」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤原 正伸君） 小田垣部長。

○産業振興部長（小田垣 貢君） これも先ほどから言っておりますように、あくまでも1つの例として、例示としてこういう仕組みができないかという、例示として上げてるもので、例えばこれを市がどうしてもこれが要るんだというんじゃないに、そういうふうには地産地消を進める中で1つの例示としてこういうフロー図を作って、だから、自治協じゃなくても道の駅がやってもいいですし、それ以外の民間事業者がやってもよろしいですけど、1つの例として、なおかつ地域として取り組みやすい方法の1つとしては例示をさせていただいたということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） ですので、今、部長がお答えさせていただいたとおり、あくまでも主体は市ではなくて、こういうのはあくまでも行政、商売入りませんので、これ皆さん御存じのとおりだと思いますので、その認識の下にこういった形の1つの例として挙げさせていただいたと。そこを一般の固有名詞をどうのこうのとおっしゃったんで取下げをさせて、撤回をさせていただいたということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 確認しておきますけども、その業務上、差し障りがあったわけではなくて審議が進まないから取り下げたと。こういうふうな御発言でした。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） よろしいですか。それが事実だと思うんですね。

冒頭、藤原委員長のほうから注意がありましたし、これまでも私も情報取扱いについて指摘してきました。今回これが間違ってたら訂正します。修正します。削除します。これ削除できませんよって僕、フェイスブックなんかでもね、もうシェアされてたらどこ行ってるか分かりませんよということ前回言いましたよね。我々、今何審査してるのというと、議員が発言したことが事実なのか、事実を基に情報を発信しているのかどうか。議員が発言したことがほかの方々に迷惑を被ってないか、名誉を毀損してないか、そうしたことを審査してるわけですよ。その中で、審査員の中で、もうこんな議論ね、やってる、僕も前から言ってますよ。もうそんなことを議論するような審査員がほんまに正しいんですかという。これが僕、適切じゃないというふうに前回も僕、言いましたけども、そういう情報発信をしていること自体があかんのですよ、だから。それは前回言われたときに加藤委員もちょっと反省したらよかったと僕は思いますよ。今回、これ冒頭に次長、結構怒られてましたよ。家族の方々の話もされましたし、関係する団体からも事務局のほうに苦言かクレームがあったんですか。それだけの影響出してますよ。それこそ倫理に反するでしょう。審査員がそんなことしてどうするんですか、ほやけど。正しいですか、やってること。どうですか、皆さん。おかしいでしょう。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） このフロー図に書かれている事業が市の事業なのか、市の事業じゃないのかというのは非常に重要な観点だと思う。何で今までそれを議論されなかったのかというのが非常に不思議なんですけど、何でそんな、今までの政倫審、去年からずっと政倫審積み上げてきて、そ

れがかなり根幹にあることだと思うんですが、それが事実として明らかになってこなかったということに非常に愕然としています。すいません、それが1つと、嵯峨山委員が言われたSNSに関することはちょっとそこが落ち着かないと、何か私の中でまだ納得はいかないです。

○委員長（藤原 正伸君） フロー図の見方に。

平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 落ち着かないのはこちらです。何といいます、本当に。名誉毀損どころじゃなくて、私は犯罪者なんです。そこまでなぜ言われたいといけないのか。例えば地公法違反なら何条に違反するのか言っていただいて、処罰受けます。家族にも言いました。本当に俺がフロー図を書いたことによっておまえら迷惑かったら、俺どないしたらいいんやということで家族にも言いました。そこまで深刻な問題なんです。だから撤回しますとかね、修正しますとか国会議員じゃないんですよ。こんなちっちゃな町で、こんなことが許されていいんですか、嵯峨山委員がおっしゃったように、本当に。出会う人、出会う人、職員に言われるんですよ。次長、何悪いことしたんですかって。俺何もしてませんよって。ずっとこの話ししてますよ。頭がおかしくなりますよね。ただ私は、はけ口持ってますから、いろんなツールでね、得意ですから、この場に座ってますけど、普通の職員ならここに座らないかもしれないですよ、本当に。違いますか、皆さん。（発言する者あり）本当に思いますよ。（「加藤が悪い」と呼ぶ者あり）だから仮定の話などなくていいですよ。事実だけ確実に追いかけていただいたら、この結論にはならないと思う。この議論にはならないと思います。別に怒ってるわけでも何でもないです。もう迷惑を被ってるだけなんで。

○委員長（藤原 正伸君） いやお怒りごもっとも。ですからその視点の違いというのは、申し訳ないけど、この委員会で加藤さんお一人だけだという状況がずっと来てたと思いますよ。なぜそこを議論されなかったかと言われましたけれども、もうとっくに結論が出てる話なんで、そんな議論にはなり得なかったということじゃないでしょうか、と思いますけれども。ですので、このフロー図に、ほかの委員さんもフロー図にこだわる必要なんか全く認めてられませんでしたから、前回まで来たけれども、その状況が背景として必要ということで、今日の調査になっているわけですから、多分といいますか、その認識はもう圧倒的少数派の認識だと思いますけれども、加藤さん。ほかの委員さん、あと議員さんも含めて、そういう認識はされてないというふうに思いますけどね。

あと根拠、先ほどのその不正行為の根拠になり得るという評価、そんなこと言い出したら何でもなり得ちゃいますんでね。そうじゃなくて議員の発言はそこの根拠の取舍選択をきちっとしていくのが議員の務めですからね。だから加藤さんの推論で組み立てられた議員像というのは、これは現実には受け入れ難い議員像だと思いますけども、どうでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私も前々回の政倫審は委員ではなかったですけど、傍聴等を続けていく中でこの問題に関しては、私なりに調査をしてきたつもりでございます。その中でフロー図については、私は当然これが市の事業として中間業者を選定するという流れになって、そこには競争性が必

要だというふうな認識でいましたし、そういったことについて度々発言もしていたと思いますが、一度もそれに対してそうじゃないよというふうに言っていた方もいなかったもので、その確信が私の中で高まっていたのかなというふうに思います。

当然それが違うのであれば、さんざん私が言っていたことは全部違いますので、全部間違っていたということになると思います。それについては責任を取らなきゃいけないというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） おっしゃるとおり、全部間違ってると思うんですよ。と思うんですよ、私はね。ほんまに口先だけじゃなくてね、しっかり分析されたいと思いますよ。市の事業とおっしゃいますが、市の事業でもいろいろあるのね。市が推進する、市が推進している、しかし主体は市ではない。そういう事業も市はいっぱいありますよ。市が、市自身が市の組織を使い、あるいは市の外郭団体、市の第三セクターを使い、市の予算を使って行う事業もあります。いろいろあるでしょう、市の事業はね。今回、自治協が自分たちの野菜を集荷して、小さな小農家の生産を集荷して、それを何とか給食センターに納めていくような地産地消の取組を行おうというのは、これは市が音頭を取って働きかけてやる事業では市の事業としてやろうと、市が推進する事業としてやろうとしてはおりますが、しかし、主体はその場合、しかし自治協が、自治協が決定権を持っている。選択権は自治協にある。誘導したり、指導したり、そういう立場には市はあるかもしれませんが、そういう関係なんですよ。だから自治協は、よふどの恵に各自治協がですよ、あそこが一番よくやってるし信用できるから、そこに集荷して給食センターに納めようと。これは平松課長の誘導によってそうなったかもしれませんが、そうなったらそれはいいんですよ、自治協の決定ですから。あくまで決定権者は自治協なんですね。だから基本はそこなの。だから、あくまで自治協の主体的な事業ですよ。市が誘導しますよ。市が誘導し、市と一緒にやりましょうねという形で進めていく事業ではありますが、決定権は自治協ですよ。自治協の自治組織ですから。だから、それを決める法律というのは、何でこれがどこにそのことを違反だと言える財務規則というのはどこにあるんですか。どこの財務規則の第何条に違反してるんですか。ずっと財務規則違反だとおっしゃってますが、財務規則第何条にどのように違反してるんですか。給食センターへよふどの恵は独占的に納める。自治協の野菜をよふどの恵に一度集めて、それをよふどの恵が給食センターに納める。独占的に納める。競争もなしに納める。村おこしセンターに話しかけもせずに納めることが、朝来市の財務規則第何条に違反してますか。盛んに財務規則違反だとおっしゃってる。財務規則の第何条違反ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） すいません、ちょっと財務規則上何条だというのはちょっとごめんなさい、今出てきませんが、当然市の契約であるとすれば競争入札が大大大原則だと思っておりますので、それに基づいて発言しておりまして、もしそれがごめんなさい、財務規則じゃなくて地方自治法に書いてあることであれば、すいません、ちょっと間違えておりました。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ちょっとお聞きしますよ。給食センターが現在、地産地消、地元野菜を購入している根拠、条例上、あるいは規則上の根拠はどこですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それについては、給食センター条例に根拠があったというふうに思っております。はい、すいません、ごめんなさい。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 給食センター条例施行規則の 12 条です。読み上げますと、給食物資の調達については、入札または見積り合わせによる購入を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。その中で地産地消の推進を目的として市内の生産者から調達する必要があるときというふうに書いています。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） したがって 12 条 1 項 3 号で、見積り合わせをする必要はないケースで購入してるんですね。見積り合わせをしてないんですよ。彼らは給食センターはどういう方法でじゃ購入してるのか、見積り合わせをせずに、どういう方法で購入してるんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私の記憶正しいか分かりませんが、月 2 回だか 1 回だか給食センターのほうから必要な野菜等市場価格を地産地消を行っていただく業者に対して、玉ねぎを何個で欲しいですというのを買って、そこから農家さんが、玉ねぎを幾ら納入できますというのを提示して、その中から選ぶというふうな方式だったというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それを生産者登録制度という、そういう感じで言っておきましょう。よふどの恵がもし万が一、与布土の野菜、あるいはそれよりも物すごい幅広いところから集めた野菜を給食センターに納入する場合は、どういう手続が要るんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それについて詳しい説明、構想等分かりませんが。（発言する者あり）ここでは、そのことを言ってるわけじゃなくて、この取組の中でよふどの恵という中間業者自体を選ぶ契約のことを言っているわけで、その選ばれた業者が給食センターに対して納入するのにどういう契約をするかという話は一切していないので、ちょっとそこは全く関係ない話かなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） よふどの恵が給食センターに野菜を納入する場合は、登録すれば済むんですよ。そこで、その登録をめぐって、村おこしセンターとか、まほろばとかと競争する必要はないんですよ。彼らがまほろばや村おこしセンターが、もし我々も地元野菜を給食センターに納入したいと思えば、登録すれば済むんですよ。選択的な競争なんて要らないんです。ただ登録すれば

済む、それだけの話だ。プロポーザルも要らない。ただ登録すれば済む。ただし彼らは登録してない。今もしてない。なぜか。地元野菜を給食センターに納入する事業は割に合わないから。したくないから。勧められても、やってくれと頼まれてもやってないですよ。もっと大きい組織が、まほろばが、あるいはJ Aがやってくれたら一番もっと簡単だったでしょう。でもやってくれないから、何とかいろいろ知恵を絞って、自治協にそういう組織をつくってもらおう、あるいは既にあるよふどの恵に集めたらどうだろうかというようなことを考えて、それをやろうとしたんだけど、うまくいかなかった。やっぱり、そうそう利益が出なくてもいいけども、それなりのことをやれるんならやりたいけども、しかしながらよふどの恵にとってすらなかなかやりづらい事業だなということが12月8日に分かったんでしょ。

だから財務規則上、103条に基づいて見積り合わせ、随契でいいですよということになって、かつ随契の中でも見積り合わせをせずに特例としてやっていいですよというのが、12条の第3項、給食センター条例施行規則12条第3項に基づいて給食センターはシステムをつくった。そのシステムの中身は、生産者登録制度、競争もない。自由登録の制度ですよ。これをつくったんですよ。村おこしセンターが納入したければ登録すれば済む。まほろばやりたければ登録すれば済む。してないですよ。よふどの恵もしてない。今もしてない。したければ登録すれば済むんですよ。だから、財務規則上、何の問題もない。ちゃんと彼らの法則にのっとってやってる。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その認識は全く違います。今現状行われている地産地消の、給食センターの地産地消の流れとは全く新しい方式をつくりたかったというふうに私は考えています。それは結局、今やっている地産地消の方法だと、いろんな農家さんが取引相手になって都度契約をしなきゃいけないので、非常に効率が悪いと。また安定的な供給ができないので、中間事業者を入れて効率的かつ安定的な供給をしよう。それが農産物拡大、販路拡大事業なんじゃないんですか。だから、であればそれじゃ、村おこしセンターも中間業者になったらいいとか、どこどこもなったらいいって、たくさんそこが中間事業者になったら、それこそ効率が悪いことになるので、1社にしよう。1社にするためには、ごめんなさい、財務規則じゃなくて、ごめんなさい、地方自治法の234条ですけど、契約においては一般競争入札、指名競争入札、随意契約、又はせり売りの方法によって締結するものとするという大原則にのっとって、そのうちの大原則は一般競争入札ですから、競争的な方法を取らなきゃいけないんじゃないですかというのが私の認識でよるんだけど、違いますか。

○委員（横尾 正信君） 違いますよ。

○委員（加藤 貴之君） 農林振興課の見解聞きたいんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 今おっしゃってることは全く違いますね。あくまでも給食の話は先ほど委員長おっしゃいましたとおり、軸から横へずれとんですね、見てもらったら分かると思います。といいますのが、我々は販路拡大業務ですので、冒頭申しましたとおり、市民フォーラムでも零細農家、いわゆる高齢者の方が作られたものをいかにお金に変えるか。そして底上げをして農

業収入を得ていただけるか。それでよい生活で幸せなまち、循環ということで考えるならば、1つのスキームとして考えてますので、今、議員がおっしゃいましたとおり、認定農家であれ大規模化であれ法人であれ、適格法人ですね、別のルートをきちっと持っておられますので、この中に1つに集約するなんてことはもってのほかでございまして、そんなことできっこないですし、ましてや行政がすることでもございません。ですので、今の議論は多分違うというか、多分じゃなしに違います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） このフロー図におけるよふどの恵の役割というのは何なんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） あくまでも自治協の組織は、議員も御存じのとおり、事務局員がいらっしゃって事務局長、会長、副会長、その組織で恐らくこういったコミュニティビジネスができてるといったら、なかなか難しいと思います。ですので、私が存じている中では、生野の自治協においても、たしか法人をつくられていると思いますけども、そういった形でやられている農業法人に近いのがこのよふどの恵さんであって、冒頭申してましたとおり、公共的団体に近い団体だと私は思ってます。今でもそれはもう加藤委員がおっしゃったとおり、思われてると思いますので、その一例としてそこは担っていただければ、どこからか物が集まるんではなかろうかなと。ただ先ほど横尾委員がいみじくもおっしゃいましたけども、もうからないというのは確かだと思います。これ皆さん農業されてたらよく分かると思うんですけども、1つの袋に入れて今ピーマン大体100円ぐらいで売ってますけども、その労力足ると思うんは、恐らく人件費は出てないと思います。しかしながら、それでも農家やってはりますので薄利多売で、できればこういった1つの手段として、給食センターありきではなくて1つのスキームとして、京阪神ならばもう京阪神、もしくはこの近郊なら近郊、たくさん道の駅であったり直売所がございまして、そこが物が足りてないというのが大前提がございまして、そういったところにも供給していただけるスキームができればなというふうに思っておりますので、加藤委員がおっしゃったことにはちょっと異論を唱えるという形になります。

○委員長（藤原 正伸君） 給食センターの話はあくまでもそれこそ暴論です。この縦の本流の中に、本流の中のその取引の中に今スキームとおっしゃいましたけれども、一例としてここよふどの恵というのが出てきてますけれども、要は市が介在する余地はないんですよ。それでよろしいんですよ。よろしいんですよ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 市が介在する余地がないというのは、そんなことはないと思うんですけど、どうなんですか。説明してください。

○委員長（藤原 正伸君） 小田垣部長。

○産業振興部長（小田垣 貢君） すいません、逆にどの部分に市が介在できると思われまして、加藤

委員は。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それは市として朝来市全体で1つの朝来市として京阪神に向けて野菜を流通していきましょう。そのために各自治協議会さんは、よふどの恵さんが中間事業者になりますので、ぜひここに集めていただければ、よふどの恵さんを通じて京阪神に持っていくしますので、よふどの恵さんに集めてくださいと。そのよふどの恵さんという中間事業者を選定するのは市の役割なんじゃないんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 何度も言いますが、市の役割といわゆる委託とか契約とか、また話が違うと思います。先ほどおっしゃいましたとおり、横尾委員がおっしゃいましたとおりですけども、あくまでも誘導といいますか、もうける農業をしないといけないという中で、やっぱりこういった1つのスキームというのを示すのは我々の提案だと思ってございます。それがいわゆる示し方が間違ってたということで、結果的には私、謝罪もしました、よふどの恵さんに。公式の場で、この議会です。8月23日だったと思いますけども、その際によふどの恵さんのほうからは、これによってクレームもないということで今認識してますし、訴えもないと。いわゆる名誉毀損の訴えもないという認識は今してます。そうした中で、今、加藤委員がおっしゃいましたとおり、市の役割というのは市が委託して何か事業者を決めて、このスキームでやりなさいということになれば、こうなるかもしれませんが、多分そういったことはならないと思ってます。

ですので、先ほど申しました。もう一度繰り返しますけども、このルート以外というのはほとんどの商売でございます。このルートで恐らく加藤委員どれぐらいもうかるか、どれぐらいの集量が集まるか多分想像されたことないと思いますので、多分御存じないと思いますけども、これ以外の本当のルートというのはもう既に確立されてますので、こういったいわゆる零細の本当の身近な軒先出荷ということを申しましたけども、フォーラムのときにも。そういった方々のものをお金に変えたいというのが1つですし、その方々のいいものをいかにそういったものに近くの方に食べていただけるかということを1つ考えてますので、ですので例なんです。これを私はこんなことを考えて1人で議会に出して、認定農家の方とかそういった協議会に諮ったところで何の結論も出ませんし、何考えとんだというお叱りを受けるだけです。こんなことがあるなら市から幾らか委託料をもらってでも、多額のお金をもらってでも委託受けるならやりましょうという業者が出てくるかもしれませんが、そんなこと一切考えてございません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） つまり、もしこのフロー図のとおりに実現したとして、市とよふどの恵との間に何らかの契約なり、委託料なりが発生しますか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 何度も申しますが、ありません。

○委員長（藤原 正伸君） 傍聴席はお静かにお願いします。

よろしいですか。そういう視点をお持ちいただいて見ていただければというところだと思うんですが、あととにかく先ほども重なりますけれども、根拠となり得るかどうかという、その想像は幾らでもできるんですけれども、そこをきちんと事実に基づいて根拠であるものとならないものを区別するのが我々議員の役目でありまして、その根拠のないあやふやな推測をしたらいけませんというのがこの前、前回この審査会でも倫理基準として、具体化した規範定立を行ったところでございますので、その見地からしますとSNSで発信された内容というのは、これはちょっと御自身で取り下げられる、訂正される何らかの行動をされたほうがよろしいかと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず議会発言の訂正するべきかなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 今の発言訂正の申出ですか。

○委員（加藤 貴之君） はい、はい、はい。ちょっとまだ僕、腑に落ちないところがあって、今日初めて今まで1年間ずっと僕、これ契約だと思ってたので、市が全く介在しないんだよというふうに言われて、ちょっと自分自身納得できない、腹落ちし切れないところがあるので、ちょっと考える時間が欲しいです。

○委員長（藤原 正伸君） 冒頭に申しました癒着の根拠としてスキャンダルになるという、この発言はしかし、それにしてもですね。

○委員（加藤 貴之君） そうですね、はい。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 委員長おっしゃるとおり、それにしてもちょっと度が過ぎるというふうに思いますので、私、確信があったので、そういう発言をしましたが、今確信がなくなっているもので、そういう発言は不適切だったのかなというふうに思っております。今初めて言います。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 確信があるとか、ないとか、そんな幼稚なレベルじゃなくて、被害を被ろうとしてる人間がいるんですね。このことの責任をきちっと取っていただきたいですね。違いますかね。（発言する者あり）新聞記者もお願いしたいです。（発言する者あり）はい、お願いしたいんですけども。

○委員長（藤原 正伸君） 冒頭といいますかね、発言の冒頭で既に被害が生じているということもおっしゃっておりますし、審査会のほうでの発言でもありますので、現状はその発言を許している状況になってますので、審査会としても御協議いただいて決定して決めなければいけないことかなとは思いますが。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 被害が出ているということですので、本当に平松課長はじめ農林振興課の方には本当に御迷惑おかけしたと思います。申し訳ございませんでした。また、発言については撤回をして、SNS上のことですので完全に打消すことができないと思いますけど、精いっぱい取り

消したいというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 審査会としても一応この件の取扱いについては協議をいたしました上で担当課のほうに御報告させていただきます。

平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 私どもはそれで多分この場で終わると思うんですけども、やはり相手方がございますので、相手方にもきちっと謝罪なり訂正なり、きちっとしていただくべきだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。そのように処理させていただきます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そのようにさせていただきますし、この場でもよふどの恵さんに対しても私の発言に対して御迷惑おかけしたと思いますので、おわびいたします。申し訳ございません。

○委員長（藤原 正伸君） では今申しましたとおり、委員会としてもちょっと善処を協議させていただきますので、各委員の皆様には御承知おきいただきたいというふうに思います。

ほかに質疑をされる方いらっしゃいますか。ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 平松さん、確認しておきたいんですがね。フロー図にある自治協、フロー図のフォーラム、市民フォーラムでもそうですか。あの図で要するによふどの恵なり自治協なりにそうした機能をつくらせて、給食センターに野菜を納入するこの仕組み、この仕組みなんですけども、これを仕組みは仕組みですよね、システムだから。これは市の仕組みなのか、市の仕組みと表現している者がいるんですよ。私のほうで市の考えた、あるいは市の推進している仕組みではあると。しかし市の仕組み、つまり市の仕組みというイメージは市が独自で自前でやっている市の組織を用いて、あるいは関連した組織を用いてやる仕組み、市の内部的なイメージですよね、市の仕組みというのは。正確には市の主導する民間の仕組みであって、正確に言えば市の仕組みという表現はちょっとあまり僕どうなのかなという意識があるんですが、そこらどうお考えでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 平松次長。

○産業振興部次長（平松 裕一郎君） 多分過去にも答えたと思うんですけども、農産物流通拡大業務の中の1つのスキームとしてこういったものができないかということを考えてございました。その中で先ほどおっしゃいましたとおり、その市が何か委託をしてどっか事業者を決めてやろうとか、そういったことはなくて、こういった仕組みができればなというこの1つでありますので、我々が委託したりとか、独自で自前で直営でしたりというようなことは、恐らく考えにくい、お願いすべきことであって、実際に動かれるの主体はやっぱり自治協であれ、民間事業者ということになるかと思います。ここに非常に書き方として、あくまでも事業拡大業務の実績として資料を提出したことになってございますので、この事業の拡大業務をパソナというところに委託してましたけども、そこはなかなか成果が出ないというところがございましたもので、内部で調整してこういったものを考えさせていただいて、出させていただいたということでございますので、これがもう何度

も繰り返しますけども、何かその委託料を払ってということまでは恐らく考えにくい。なかなかスキーム的にも成り立たない。例えば幾らどれだけ費用を持って、プロポーザルをして業者選定したらいいかということは、恐らく行政がこういった形でお金もうけしてるところは多分なくて、三セクだったりとか、そういったところが多分介入してくることかなというふうに思いますけども、今の時点では私の頭の中にも恐らく担当者のほうにも、こういった何か市の仕組みの中の1つのスキームに入れるということは多分考えてございません。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。ほかに質疑はございませんか。

ないですか。なければフロー図に関します本日の調査はこれまでとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） はい。それでは、小田垣部長、平松次長、大変御苦労さまでした。大変ありがとうございました。

本日の調査はこれまでとさせていただきます。

暫時休憩します。

午後4時41分休憩

午後4時45分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、フロー図に関する本日の調査が終わりましてところで次回日程なんですが、今回は8月13日午前9時としたいと、午前9時からとしたいと思います。午前中の会議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、そのように予定させていただきますので、日程確保のほうよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査会の予定は終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午後4時45分閉会
